

事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合
理 事 長 三木 秀一

新型コロナウイルス感染症の影響に係る標準報酬月額保険者算定の特例について

平素は健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響による休業により、令和2年4月から12月までの間に報酬が急減した方については、すでに①「特例改定の延長」及び②「定時決定の保険者算定」の特例的な取り扱いをお示しているところですが、今般、厚生労働省から新たに①「特例改定の延長」の対象期間を再延長する旨の通知がありました。

これに伴い、現下の情勢等を踏まえ、令和3年1月から3月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方についても、同様に特例的な取り扱いを行うこととなりました。

つきましては、下記のとおり対象となる方がおられる場合は、別添資料を参考に届出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

令和2年8月以降、休業により報酬が急減した方の特例(次のすべてに該当する方が対象)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和2年8月から令和3年3月までの間に、報酬が急減した月が生じた方
- (2) 報酬が急減した月に支払われた報酬の1か月分の報酬が、既に決定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
- (3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
- (4) ①「特例改定の延長」及び②「定時決定の保険者算定」の適用を受けていない方

2 必要書類

(1) 月額変更届

※継続した3か月の各月の報酬月額を記載する欄の一番下の月に急減月を記載し、⑱備考欄の「6.その他」に○を付したうえ、「特例改定」と記載してください。

(2) 申立書

(3) 同意書(同意書は届書に添付する必要はありません。)

※各届書は、当組合にご連絡いただきましたら送付させていただきます。

3 受付期間

令和3年1月25日から令和3年5月末日まで

4 留意事項

(1) 関係書類について

月額変更届に添付書類は不要ですが、本特例延長等に係る届出内容を確認するために資料提出(休業命令等が確認できる書類、本人の同意書、賃金台帳等)を求める場合がありますので、関係書類は届出日から2年間は保存してください。

(2) 休業が回復した場合について

休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その方の本特例改定後の標準報酬月額に比べ2等級以上上昇した場合は、固定的賃金の変動の有無に関わらず月額変更届を提出してください。

※月額変更届には、継続した3か月の各月の報酬月額を記載する欄の一番下の月に回復月を記載し、
⑬備考欄の「6.その他」に○を付したうえ、「休業回復」と記載してください。

5 その他

(1) 届出は健康保険組合と日本年金機構のそれぞれに必要となります。

(2) ご不明な点がございましたら、当健康保険組合までご連絡ください。